

各地域県民局長（地域整備部扱い）
各市町村長（建築担当課扱い）
各指定確認検査機関
（一社）青森県建築士会
（一社）青森県建築士事務所協会
（一社）青森県建設業協会

殿

青森県県土整備部建築住宅課長

（公印省略）

地震被災建築物の「応急危険度判定士」養成講習会の開催について

本県の建築行政の推進につきましては、日頃よりご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、標記の講習会を下記のとおり開催することとしましたのでお知らせいたします。
つきましては、『地震被災建築物の「応急危険度判定士」養成講習会開催のご案内』を同封します
ので、建築士及び行政関係者に対しご周知いただくとともに、多数の方の参加について、ご協力よろ
しくお願いいたします。

記

講習会名：地震被災建築物の「応急危険度判定士」養成講習会

日 時：平成28年2月2日（火）10：00～12：00

会 場：青森県庁西棟8階大会議室

対 象：建築士及び行政関係者

講習内容：① 応急危険度判定制度について

② W造、S造及びRC造の応急危険度判定基準の解説

③ 応急危険度判定士の登録受付

担当：青森県県土整備部建築住宅課
建築指導グループ

主幹 工藤 真人

TEL：017-722-1111（内線6801）

FAX：017-734-8197

Eメールアドレス：masato_kudo@pref.aomori.lg.jp



地震被災建築物の「応急危険度判定士」養成講習会開催のご案内

応急危険度判定は、地震後に発生する余震等から、被災した建築物の倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下及び付属設備の転倒等の危険性について判定し、人命に係わる二次的災害を防止することを目的としております。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災で初めてこの判定が実施され、その後、各自治体で応急危険度判定に係る判定士養成等に努めてきました。平成23年3月11日に発生した東日本大地震では甚大な被害をもたらされたことから、さらなる応急危険度判定士の養成が求められています。

この講習会を多数の方が受講され、応急危険度判定士として登録されることをお願いいたします。

(応急危険度判定士に関するHP：<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/oukyukikenndo.html>)

- 主 催：青森県
- 日 時：平成28年2月2日(火)10時00分～12時00分
- 会 場：青森県庁西棟8階大会議室
※車でお越しの方は、北棟地下駐車場（数に限りがあります。）をご利用になるか、民間駐車場（別途有料）をご利用願います。
- 対 象：建築士及び行政関係者（3年以上の実務経験を有する地方公共団体の建築技術職員）
- 定 員：80名程度
- 受講料：無料（テキスト無料。ただし、以前に受講された方はテキストをご持参願います。）

●講習内容

時間	内 容	講師
10:00～10:05	開会挨拶	青森県県土整備部建築住宅課長 建築指導グループ
10:05～10:10	応急危険度判定士の登録について（事務連絡）	
	応急危険度判定制度について	
	W造の応急危険度判定基準の解説	
	S造、RC造等の応急危険度判定基準の解説	
11:30～12:00	応急危険度判定士の登録受付	

- テキスト：被災建築物応急危険度判定マニュアル
（発行：財団法人日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会）
- 申込方法：「受講申込書」に必要事項を記入し、建築住宅課へFAX又は郵送願います。
- 締 切：平成28年1月25日(月)（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
- 問合せ：青森県建築住宅課建築指導グループ

申込先 〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（青森県庁西棟7階）

TEL 017-722-1111（内線6801） / FAX 017-734-8197

建築住宅課（建築指導グループ）宛て

地震被災建築物の「応急危険度判定士」養成講習会 受講申込書

※受講申込書に必要事項をご記入のうえ、下記のFAX番号へ送信願います。

FAX番号：017-734-8197

申込締切：平成28年1月25日(月)（定員になり次第、締め切らせていただきます。）

(フリガナ)	
受講者氏名	
連絡先 (電話番号)	
資格者要件	() 建築士 / 行政事務経験 () 年

注1 判定士登録（新規・更新・変更）を希望する方は、当日、顔写真（縦3cm横2.5cm）2枚及び建築士免許証（写し）及び印鑑を持参してください。